



第4回 消費税法の問題点

会計と経営のブラッシュアップ
2019年3月25日
2017年1月17日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、消費税法とその通達及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。
(図解消費税平成23年度版 木村長一著 平成23年11月大蔵財務協会刊)
(消費税法の考え方・読み方 大島隆夫、木村剛志著 平成22年10月税務経理協会刊)
(消費税法詳解 尾崎護著 H2.6.20 税務経理協会刊)
(例解実務ガイド消費税法 上杉秀文著 H21.1.30 税務研究会出版局刊)
(消費税の実務 金井恵美子著 2013.9 清文社刊)
(アベノミクスとTPPが創る日本 浜田宏一著 2013.11 講談社刊)

I 消費税の概要

1. 基本的な仕組み

- | | RH |
|----------------------------------|----|
| (1) 事業者(個人、法人)が行う | ○ |
| (2) 国内におけるすべての財貨、サービスの販売、提供に課税する | ○ |
| (3) 税の累積を排除するために仕入税額控除を行う | ○ |
| (4) 最終的に消費者が負担することを予定されている | ○ |

2. 課税の対象

条 文(法5①)(法30①、法2①八、九、法60④、令75①)	説 明	RH
(1) 国内において行われる取引		○
(2) 事業者が事業として行う取引	(2)～(4)を満たさないものは	○
(3) 対価を得て行う取引	不課税取引	○
(4) 資産の譲渡、貸付け又は役務の提供		○
(5) 非課税等でないもの	No.3、No.4	

3. 非課税取引

4. 輸出免税（免税取引）

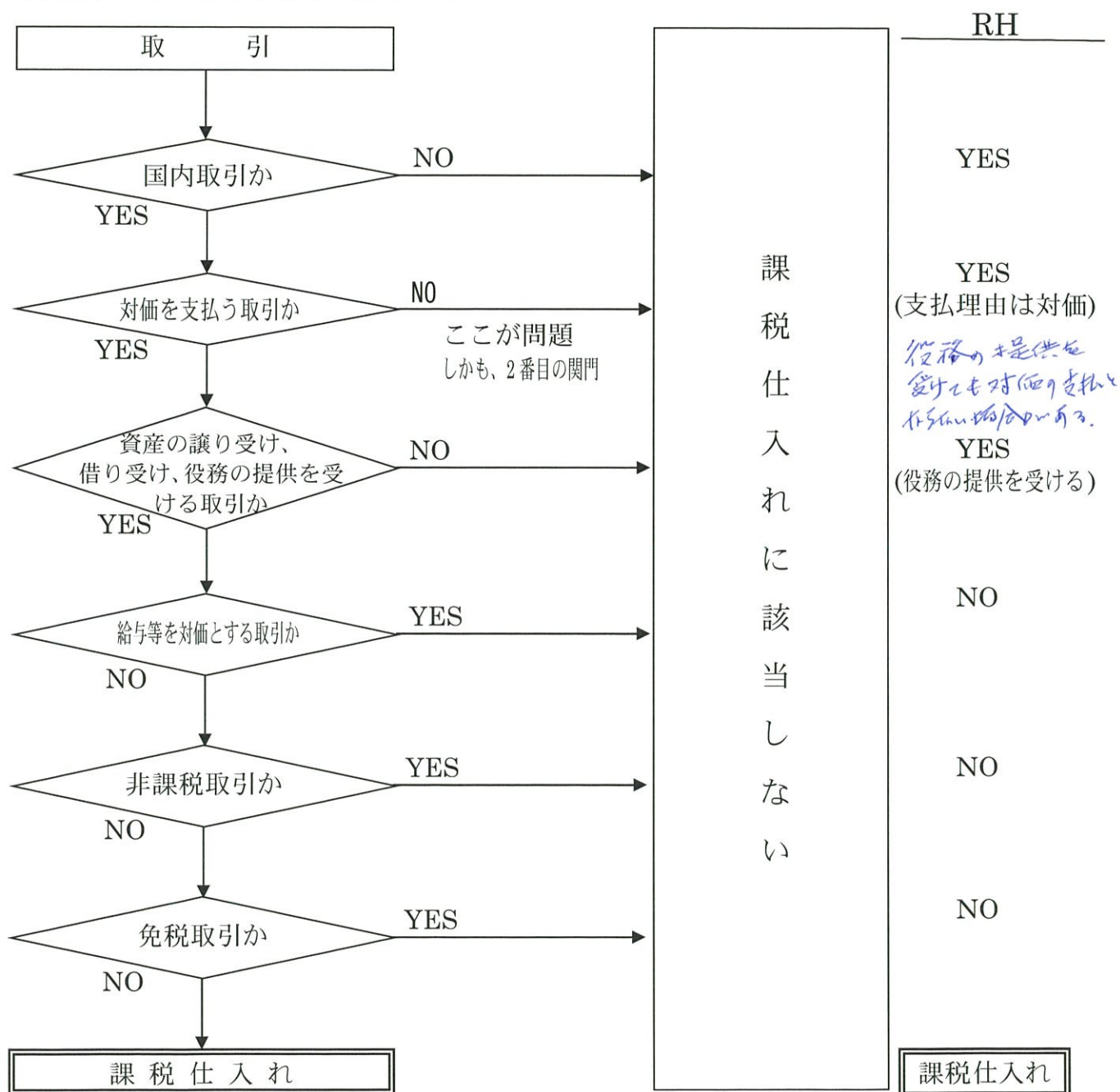
5. 特定収入

Ⅱ 税額控除

1. 仕入税額控除

消費税では、税の累積を排除する観点から、前段階の税額を控除する仕入税額控除制度が設けられている。

2. 課税仕入の判定 (法 2①十二)



4. 課税売上 — 仕入の対応関係

H29.01.17

H26.06.07

H26.06.05

消費税とは、売上に係る消費税額から、課税仕入等に係る消費税額を控除することにより、その事業者の付加価値額に対応する部分の消費税額を計算し、はたして申告納付する仕組をとっている。

(課税の対象、課税標準)

→ 消費税は、国内において事業者が行う課税資産の譲渡等に対して課税される（法 5①）とし、課税標準は、課税資産の譲渡の対価の額とするとされている（法 28）

課税資産の譲渡とは、事業として対価を得て行われる課税資産の譲渡と定められている。（法 2⑧⑨）

(課税仕入)

また課税仕入は、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう（法 2⑫）とされている。

すなわち、課税の対象（課税売上）と課税仕入には対応関係があるという意味が明瞭である。

このような対応になることの課税売上からの説明

課税売上対応 — 仕入税額控除

課税売上対応 — 仕入税額控除不可（この関係もある）

非課税売上対応 — 仕入控除不可

不課税売上対応 — 仕入控除不可

都市開発からの共同管理費収入対応 — どこへ支払っても仕入控除可

（これも少しおかしいのか？）

(他の者)

管理組合であろうが、収入としたものと対応する経費の支払であり、区分所有者は非課税業者、不課税団体でもなく、課税業者である。

（管理組合への支払は義務としての分担金であるとしている）

本件判例に於ては、
...は、おかしい？

5. 仕入税額の控除

H29.01.17

H26.06.05

消費税は課税資産の譲渡等を対象として課税することからその課税資産の譲渡等に対応する課税仕入れ部分の消費税を控除の対象とし、非課税売上に対応する課税仕入れについての消費税は控除の対象としない。

課税売上対応 — 仕入税額控除
 課税売上対応 — 仕入税額控除不可（これもあり得る）
 非課税売上対応 — 仕入控除不可
 不課税売上対応 — 仕入控除不可
 都市開発からの共同管理費収入対応 — どこへ支払っても仕入控除可

管理組合であろうが、収入としたものと対応する経費の支払であり、区分所有者は非課税業者、不課税団体でもなく、課税売上業者である。

受取った共同管理費は課税売上としており、課税売上に対応する消費税を仕入控除の対象としている。

課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から課税資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう(法 2①十二)。

免税事業者又は消費者からの仕入れ

課税仕入れは、「当該(他の)者が事業としてその資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその役務を提供したとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもの」であるから、免税事業者や消費者は課税資産の譲渡等を行っても課税の対象とはならないが、これらの者が事業として行くと課税資産の譲渡等に該当するものは、これを購入等する事業者においてはその購入等は課税仕入れに該当するものとなる(基通 11-1-3)。

従って、仮に組合が不課税業者、免税業者であっても仕入控除はできる。

しかし、ここで問題となっているのは、上記がすべて OK としても、RH が管理組合へ義務（分担金）として支払う 仕入税額控除はできないということである。

これは特定収入になるものに
 対応を払い区分

RH

組合上の負担金として

その場合に

6. 対価性のない取引

管理組合へ受取る共同管理費 H29.01.17

住宅の管理費の反対給付に該当しない H26.06.05

単に権利としての収入で、

資産の譲渡等の反対給付に該当しない金銭の受領は、対価として受取るものではなく、消費税の課税の対象とはならない。

これは管理組合側の話であり、都市開発から共同管理費(相当額)を受領し、それを共同管理費として管理組合に支払っている原告(区分所有者)のことを言っているのではない。

そのことを原告の仕入控除とつながりのないものと言えるか。

(会費、分担金とすればどうなるか)

対価性のない取引は、以下のもの等が列挙されているのみで、共同管理費はその中にはない。と考えられる。

- ① 保険金、共済金(基通 5-2-4)
- ② 剰余金の配当等(基通 5-2-8)
- ③ 損害賠償金(基通 5-2-5)
- ④ 寄附金、祝金、見舞金等(基通 5-2-14)
- ⑤ 補助金、奨励金、助成金等(基通 5-2-15)

いし、⑥ 会費、分担金はどうなるか？

7. 管理組合への支払と上記の違いと対策

上記は管理組合側を言っており、支払側(原告、区分所有者)とは関係がない。

、国税は“管理組合への支払いは反対給付に該当しない支払”として、仕入税額控除は不可としている。

国税の主張は、

(1)大阪地裁(弁護士会)判決は、個別的対応…ゆるやかな対応でも OK

(2)本件は総括的な関係…だから(組合が介在する限り) NO

従って新方式もダメ(被告第7準備書面)又は再確認の必要性

考えられる対策は、ビル所有部分を、共有と区分所有に分ける

(1)共有部分を明確にして、共有=単独所有と同様に考える(課税取引)

(2)区分所有部分はできるだけ少なくして、管理組合に任せる(不課税取引)

(3)共有部分の床を明確にして、資本的支出、大修繕に備える。(不課税取引→課税取引)

管理する部分と共有部分

8. 仕入税額控除の原則

H29.01.17

当時、国税庁長官官房国税庁監察官として消費税の創設・導入に携わった木村剛志氏が大島隆夫氏（税理士、元国税不服審判所次長）と対談方式で著した「消費税の考え方・読み方（五訂版 平成 22 年 10 月 1 日税務経理協会発行）」において、消費税の仕入に係る消費税額の控除（法 30①）について、「…前段階控除制度が消費税あるいは付加価値税の生命だといってもいいでしょう…製造とか小売とかというようなある特定の段階でなく、すべての段階の取引に対して課税されるわけです。（251 頁）」と述べ、課税仕入の範囲について、「事業者が、免税事業者あるいは消費者から課税財産の譲渡を受けた場合であっても、仮にその課税財産の譲渡等を事業者が行ったとした場合に課税されるものであれば、課税仕入に該当することになります。法 2 条 1 項 12 項に「課税仕入」という用語の定義があって、…免税業者や事業者でない者など、課税されていない者からの仕入であっても、仕入れた方にとっては「課税仕入」ということになるわけです（256 頁）」、と仕入控除の原則的なことの解説を行っている。

しかし、これを本件（管理組合を通じた共同管理費の支払）に適用することは無理があるのではないか。

すなわち、会費、組合費、分担金等の話はしていない。

相手が特定収入に該当しても
内税はたいていではない。

内税はない。

しかし、支払の等分金として入ったもの

区分所有者の義務としての支払は何か。

専任以外を
直接に
支払うというのか、

又は
共有。

これは立替の供与のため、
専任以外はたいていではない。

求むべき義務をいかに支払うか
本物の
金銭的な

Ⅲ 大阪地裁(H24.9.26)の判決

H29.01.17

H26.07.04

概要No.	大阪地裁の判示（別の世界）	原告の主張（疑問点）
2	構成員の義務として <u>支払</u> ↓ 対価関係は認められない	管理行為と引換に <u>支払</u> (義務?) ↓ ← 当然の対価(組合費、分担金?) なぜ対価関係がないのか (区分所有法の観点から分担金)
3	第3者(業者)と区分所有者との間に <u>管理組合が介在している以上</u> ↓ <u>第3者(業者)と区分所有者の直接関係とは言えない</u> <u>差があっても当然</u>	← ビル一棟の所有者と比較して 不合理(管理組合が介在している) (それなら、共有部分は、共有 所有者が所有することを考える) (組合が介在する以上当然とも思う)
3-2		①同一法人の部門間取引では、 内部取引ならば
3-3		②法人税の取扱いでは、 内部取引にからめて、 (法人税と消費税は別)
4	<u>民法上の組合は納税義務の主体とな ることはできない</u> でははいから、 独立して納税義務の主体となる管理 組合で課税仕入れになることは左記 のこととは別で、当然	← 民法上の組合との差別は不合理 (法律上そうになっている) (結局、組合が申告すればよい のではないか?)
5	消基通 5-5-6 は対価関係不明を定め たもので本件は本来、対価関係がな いもので当てはめられない	✓ ④5-5-6 に当てはめ(無理?) (ここまで、大阪地裁は言っている)
5-2		③5-5-3 の場合は、
6	テナントから直接管理組合への支払 は、原告を経由すべき	← テナントからの直接支払は当 方不知(区分所有においてそん なことはないと言っている) (新方式の問題点)

S 先生への質問

ご回答の要旨

お世話になっております。(添付 大阪地裁概要)

- (1) 大阪地裁(H24.9.26)判決は、区分所有者がする管理費の支払いは、「管理組合の構成員の義務であり、管理組合と構成員間の内部的な費用分担取引である。」と言っていると解されます。

この対価性の
説明は
無理です
ない

- (1) 管理費は、面積配分であって、役務の対価ではない。
そのような主張ですね。
これに対する反論は次です。

役務の提供と対価性があり、面積配分は対価性を否定しない。役務を提供するのは管理組合自身だ。

1 他の場合との比較

不動産賃貸業を営む者が、不動産管理業者に支払う管理料も、「個別の業務に関する費用」として支払われるのではなく、契約期間を通じての業務の費用として、それが毎月割り振られ、毎月の均等額として支払われているものである。

税理士の顧問料なども、毎月の仕事の対価というより、一年間を通しての申告業務の対価を毎月に分けて顧問料として支払われている。

区分所有ビルの管理会社が受け取る管理料も、毎月の均等額として支払われるが、結局は、全額が、管理費用として消費されることを予定されている。

それら性質に差異は無い。

2 支払い方法による差異

管理会社が、①個別の業務に関する費用を月割りで受け取っていた場合と、②個別の業務に関する費用を実費精算していた場合で、区分所有の管理料の性質に差異が生じるとは思えない。

3 管理料の決め方と対価性

区分所有については、持分に応じた費用を負担することになっているが、これが対価性を否定し、「個別の業務に関する費用」であることを否定することにはならない。区分所有物件については、その物件の全体に要する費用が、区分所有者の費用であり、それを面積按分することで対価性が否定されることにはならない。

この回答は
○
この回答は

(2) また、「第3者と区分所有者との間に独立した納税義務の主体である管理組合が介在している以上……」と、実質的な取引（1棟の場合）と同一でないと判示しておりますが、

その前の1棟を
…義務としての支払…

(2) a 民法上の組合か、
b 人格のない社団か。

判決はbと判断してます。

当方の主張も、bでよろしいのです。
つまり、次の主張です。

役務の提供と対価性があり、面積配分は対価性を否定しない。
役務を提供するのは管理組合自身だ。

(3) 上記の考え方には無理があると思います
が、どのように考えたらいいのでしょうか。

(3) 同意。無理がある。

① 内部関係との主張に対し、一つの法人（会社）を仮定し、内部取引とは製造部と営業部の取引のようなもので取引が会社の外部へ出れば内部取引でなく外部取引となり、仕入控除できる。

①同意。

② 本件（消費税）で内部取引は、対価性がないと言っておりますが、法人税法の損金等の取扱いでは、内部取引とはならず、すぐに損金経理ができる（外部取引で処理される）…ことと矛盾が生ずると考えるのですが。この方が考え方として自然ではないでしょうか。

②

③ 消費税基本通達 5-5-6 を原告は第一審でも第二審でも主張し、説明されているのですが、消費税基本通達 5-5-3 について説明を希望するのはいかがでしょうか。

③同意。



消費税の負担と複雑さ

(9月のごあいさつ)

平成 25 年 9 月 1 日 (日)

稲妻の去り行く空や秋の風、江戸時代の名横綱「稲妻」の辞世の句だったと思います。今年の夏は雨が少なく雷様や稲妻の活躍が少なかったようです。

10%への消費税増税が、間近に迫っている。平成の初め 19 兆円にまで達した法人税収は現在 9 兆円弱、26 兆円を超えた所得税収は 14 兆円弱と合せて 20 兆円超も減少している。今回の増税により、当時 6 兆円程度だった消費税収は 20 兆円となり約 14 兆円の増加となる。それは高度成長の終焉と社会負担の増大を見越し、税収の柱を直接税から間接税へと移行する政策であったようだが、完全にタイミングを誤ったようである。

簡素な税ということで、3%から始まった消費税は、益々複雑化している。それは不公平性と計算の複雑化と事業者の負担の増大にある。

不公平と言われている点は、病院などの社会保険医療などの非課税売上に対する仕入控除の制限、輸出免税によるトヨタなど輸出大企業の免税売上による数兆円もの仕入税額の戻り、事業者免税点制度や簡易課税制度などと言われている。だが、保険診療報酬に消費税分が含まれているという考えもあり、それなら非課税売上に対する仕入控除の制限は当然とも言える。輸出免税も、世界各国の扱いと同様であり国際競争力の面からやむを得ないとも言える。事業者免税点制度なども中小企業に対する施策と考えれば受入れ難いという訳にもいかない。しかし、消費税の性格の不明確性から来る事業者間の転嫁のやりにくさや事業者の事務負担の増大などは根本的な問題で、ほとんど改善はされないままに、むしろ増税によりその負担は増加することが予想される。

本来の税の転嫁が難しくなっている。

加えて消費税の問題は、計算の複雑さと解りにくさにもある。売上の面からいえば、課税売上、免税売上、非課税売上、特定収入、その他の対価性のない収入などの多すぎる区分である。その結果として、それぞれの売上等に対応する仕入の区分、すなわち仕入控除ができる仕入とできない仕入、不課税となる仕入などが生じ、その区分けと按分計算は、消費税の計算を専門家でも誤るほどの解りにくさである。

消費税は消費税に課税する
という考えを
とくべき

このような計算のやりにくさはさけるべきではないだろうか。例えば、取引を簡単に課税取引と免税取引にのみ区分することができれば、複雑さは大きく改善される。免税取引には、従来の非課税取引や特定収入なども分類することとする。そして、課税取引になる売上・収入に対してはすべてに課税する。改めた免税取引はゼロ課税である。同時に課税取引となる仕入はすべて仕入控除を行う。例えば、土地の譲渡や購入はゼロ課税である。そうすればめんどろな按分や区分けは不要となる。そして、非課税売上であった社会保険診療や特定収入であった補助金などにおいては、当然消費税相当額を加味することなく決定できると考えられる。このようにすることによって、どのような問題や矛盾が生じるであろうか。

すなわち仕入控除は業種による

IV 大阪地裁判決に関連して

H29.01.17

(税理 2013.3 113 ～119 頁 当時、東海大学法学部 西山由美教授の記事“セミナー 消費税の理論と課題 第2回”より引用…部分…して記述)

 備考

1. 事業者の範囲 (課税範囲と仕入控除)

…国内取引に対する消費税の課税対象が「国内において事業者が行った資産の譲渡等」(消法 4①)である限りにおいて、「事業者」が課税資産の譲渡等の存否及び仕入税額の可否の前提となる。すなわち「事業者」の範囲は、課税や仕入控除の可否に決定的な影響を及ぼすのであり、この意味において「事業者」は、消費税法の中核となる概念といえる。…

☆

☆

消費税における「事業者」を所得税や法人税における個人事業者及び法人(消 2①四)と所得税、法人税に依拠し、その範囲を制限するのは疑問であり、そのために消費に供されるために資産の譲渡が行われたかどうかを最重要課題となっていない点が問題である。(中核となる概念の問題)

☆

事業者の定義 消基通 1-1-1

人格のない社団を法人とみなす 消法 3①

その組合員の個性を超越して活動 民法 677

EU 地域の共通ルール 経済活動が基準の消費税

…しかしながら、消費税制度は、税額転嫁と仕入税額控除の両輪で稼働するのであるから、事業者の範囲をその法形式で限定することにより、経済的には同様の活動を行っても、その法形式によっては課税や仕入控除の可否が異なる扱いを受けることになり、「同様の行為には同様の課税」という意味での税負担の中立性(Fiscal neutrality)が阻害されてしまう。さらに事業者であることが、「資産の譲渡等」の判断の前提になるのであるから、最初のチェックポイントである事業者該当性が否定されれば、課税関係は生ぜず、それに対応して仕入税額控除も認められないことになる。…

☆この点は主張の価値あり

☆

☆

☆事業者該当性はあるので、

行為(事業活動)に対する課税なのか、行為者(事業者)に対する課税なのかが、重要な問題となる。

☆行為に対する課税と考える

マンション管理組合

被告の主張

(2) なお、区分所有の対象となる建物のうち、居住用建物(マンション)は全国に多数存在するところ、一般に、マンションの管理組合が各区分所有者から收受する共用部分の管理費用は、消費税法上、不課税とされている(国税庁ホームページ・マンション管理組合の課税関係、乙第7号証)。

本件建物は商業用建物であるが、区分所有法の適用を受け、本件区分所有者が本件管理組合を構成し、本件管理規約及び本件取扱規則に基づいて管理費を取り扱うこととしているのであるから、区分所有の対象であるマンションの場合と同様に、本件共同管理費1も、消費税法上、不課税取引に当たると解すべきである。

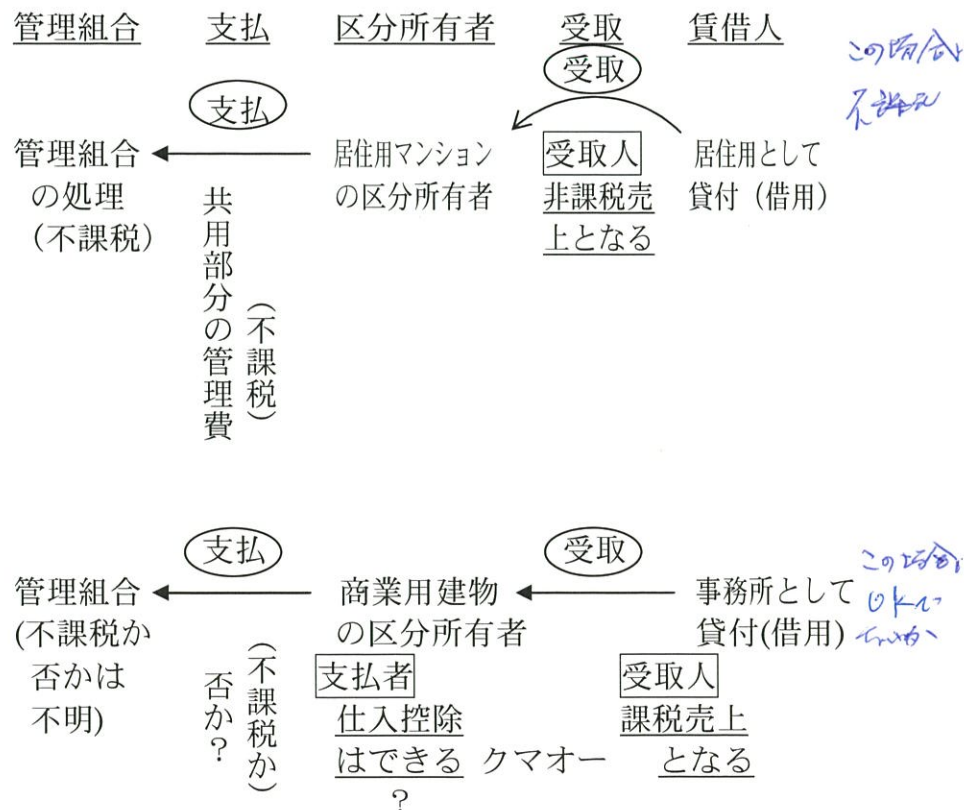
これはあかぬ

反論

左記の記述は、本件管理組合が消費税法上の事業者であっても共同管理費の受取りは不課税売上に当たるとの解説であると考えられる。その正否は不知であるが、本件訴訟において問題としているのは共同管理費を受取る管理組合ではなく、区分所有者たる原告が管理組合に対して負担した共同管理費が課税仕入れに当たるか否かということである。

事業者が、共同管理費等の費用を負担して課税仕入れとすると、その相手方は必ずしも問わないことになっている。例えば、その相手方が免税事業者(小規模事業者、個人など)等への支払いは仕入控除が制限されていない。

消費税法上において、取引の相手方は他の者として規定されておらず、特に管理組合を除くとはされていない。



④ 財政政策

竹田陽介先生 経済学

No.

Date

1. 財政政策

家計

効用最大化を行う

企業

利潤最大化を行う

政府

社会厚生を最大化する

政府

① 中央政府

財政支出を行ない、その財源を利税、
□ 債税行の形で行う

② 中央銀行

貨幣供給を行う

年金

世代間の所得移転
持続可能性

No. 2

Date . . .

2, フォライズーハラス と財政赤字

④ 金融政策 (オプ回)

No.

Date 2019.02.12

参考資料 (竹田陽介著 2018.2.10 コアテキスト・金融経済) 貨幣供給は物価水準を動かすだけ (実質所得には影響しない)
新世紀銀行

1. リカド (1772-1823) の貨幣の中立性

莫のナポレオン戦争期のインフレーションとその後の暴落に下降して

名目貨幣数量の変化が、「実質変数」とは独立に「名目変数」のみで

影響を受けるという貨幣の中立性を主張した。

貨幣供給量は、左側にある「M」と流通速度「V」の積である。

$$PY = MV$$

$$Y = \frac{MV}{P} \quad P = \frac{MV}{Y} \quad \begin{matrix} \uparrow \text{物価を動かす} \\ \downarrow \end{matrix}$$

P : 一般物価水準

Y : 実質所得

M : 名目貨幣供給量 V : 貨幣の流通速度

名目貨幣供給量 M の変化に対して、実質所得 Y は変化せず、一般物価水準 P の変化によって、名目所得 PY が一対一の割合で変化する。

2. フリーマンのマネタリズム

金本位制下にはない現代の貨幣数量説を復活させたのがフリーマンのマネタリズム (Monetarism) である。貨幣の中立性を主張する。

3. 現代の金融政策の目標

- | | | |
|----------|--------------------|--------|
| (1) 操作目標 | 超短期金利、当座預金残高 | } 運営目標 |
| (2) 中間目標 | 中長期金利、貨幣供給量 | |
| (3) 政策目標 | 完全雇用、物価の安定、国際収支の均衡 | |

信用乗数メカニズム

中央銀行は、バランスシートを操作することにより、

民間金融部内および民間非金融部内のいずれのセクターにも影響を与えることができる。

4. 金融政策

(1) 中央銀行あるいは通貨当局は、国民経済の発展と安定を図る目的で
行う政策 (景気調整と物価安定のための経済政策)

(2) 金融市場を通じて、資金量及びその流れを調整する

(3) 金融緩和手段

金融引き締め --- 景気加熱の鎮静化

金融緩和 --- 景気回復、上昇

(4) 実行機関

政府

中央銀行 --- 金利政策、公開市場操作、支払準備率操作

(5) 通貨供給量

マネーストックのコントロール (マネーサプライ)

総需要の調整

資金の供給の調整及び配分は、金融市場における金利メカニズムで行う

(6) 金融政策は、財政政策と比べ、総需要の調整を目指す需要管理政策である

① 財政政策は、財政支出の規模や租税の増減を通じて、

総需要の直接影響を及ぼす

② 金融政策は、通貨、信用、金利を通じて総需要に間接的な影響を及ぼす

↓
景気停滞からの脱却

(7) ホルティシイズム

成長政策と安定政策と両方とを兼ねた財政金融政策として、

金融政策により、民間資本形成に不可欠な資源の割合を増大させる一方、

その結果生じるインフレ動向に対して、増子税によりそれを抑える。

租税構造は、公平の原則を重視し、政府支出は、資源の有効配分を

決めるべきとした。

5. 中央銀行のバランスシート

資産

対外資産

政府向け信用

国債

金融資産

銀行向け信用

貸出

その他

負債

現金通貨発行高

中央銀行負債(準備)

ハイパーマネー

= マネーサプライ

中央銀行の負債項目である

現金通貨と準備の和として

定義されるハイパーマネーに対して、

マネーサプライは、民間非金融部門の
資産項目である現金通貨と金融資産の
和として定義される。

6. 信用乗数理論

ハイパーマネーのコントロールを通じて、マネーサプライを調整を
するメカニズムをいう

7. 公定歩合

中央銀行貸出(B)の利率

公定歩合の変更は、政策変更を世に知らせるメカニズム効果を持つ

中央銀行		民間金融部門		民間非金融	
貸出(B)	準備(R)	貸出L	中銀(B)	現金D	借入L
	金融機関	準備(R)	現金D	その他	その他

中央銀行の負債である準備(R)は、民間金融部門の資産である

$$R = \beta D$$

準備Rの利率はR_R、準備現金比率β

8. 信用乗数理論の概略

マネーサプライに影響を与えるメカニズム

中央銀行

民間金融部門

民間企業等部門

③ B	② R	① R = BD	⑤ D	⑤ D	④ L
	通貨発行?	④ L	③ B		

(V) ハイパワードマネーは 準備 R
マネーサプライは 総金 D

(ii) 中央銀行貸出 B の利率は、公定歩合とほぼ出る
中央銀行による金融政策手段のひとつである公定歩合の変更は、
金融政策変更を世に知らせる インパクト効果がある。

(iii) 準備 R の利率はゼロ

(iv) 準備倍率 β とすると、民間金融部門の保有する準備 R は

$$R = \beta D \quad \text{となる。}$$

(v) もしも、民間金融部門が所要準備を超える超過準備を
保有しても、ゼロの利率しか得られなく、貸出から得られる収益率の
分だけ機会費用が発生する

そこで、中央銀行からハイパワードマネーを増加させる政策、
具体的には、中央銀行貸出を ΔB だけ増やす政策をとると

$B + \Delta B$	$R + \Delta R$	$R + \Delta R$	D	D	L
		L	$B + \Delta B$		

$$\Delta B = \Delta R$$

超過準備

$$R + \Delta R > \beta D$$

そこで、民間金融部門は、超過準備を解消するため、
民間企業等部門に対する貸出しを ΔL だけ増加させる。

貸出しは、民間企業等部門全体のうち現金となり、現金も ΔL だけ増加する。

民間金融部門は、超過準備を解消するために、民間企業等部門に
 ΔL だけ貸出しを増やせばよい。次の区別式を作る

$$R + \Delta R = \beta(D + \Delta L)$$

よって、追加貸出 ΔL は、

$$\Delta L = \Delta R / \beta \quad \text{となる。}$$

$B + \Delta B$	$R + \Delta R$	$R + \Delta R$	$D = \Delta R / \beta$	$D + \Delta R / \beta$	$L + \Delta R / \beta$
		$L + \Delta R / \beta$	$B + \Delta B$		

$$\text{中央銀行貸付 } \Delta B \quad \longrightarrow \quad \text{現金 } \Delta R / \beta$$

$1/\beta = \text{信用乗数}$

結局、中央銀行が中央銀行貸付を ΔB だけ増やすハイパーマネーの緩和を行くと、
マネーサプライが $\Delta R / \beta$ だけ増加することになる。

ハイパーマネーの変化分に対するマネーサプライの変化分の比率は、信用乗数に等しい。

この場合、 $1/\beta$ に等しくなる。

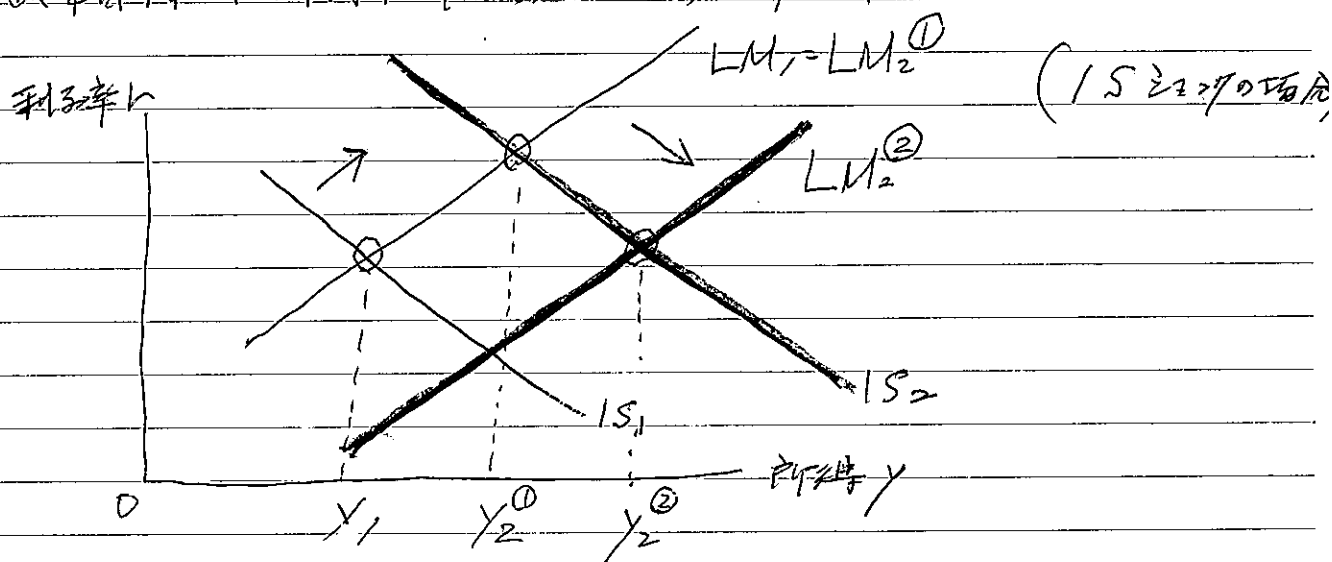
こうして、信用乗数メカニズムを置いて、操作目標であるハイパーマネーの
変化から中間目標であるマネーサプライの変化へと金融政策の伝播が行く。

9. 運営目標の選択

(1) モネー・サプライの量をコントロールする政策

(2) コーレタールと利率をコントロールする政策

政策目標を、所得水準の安定化にあるとすると、



右下側の IS 曲線は、財市場の均衡をもたす (Y, r) の組合せを示す。

右上側の LM 曲線は、貨幣市場の均衡をもたす (Y, r) の組合せを示す。

IS 曲線と LM 曲線の交点では、財市場・貨幣市場の両方にないも均衡が実現している。

(5) 才一のケース — 財市場の変化からする場合 (IS 右への場合)

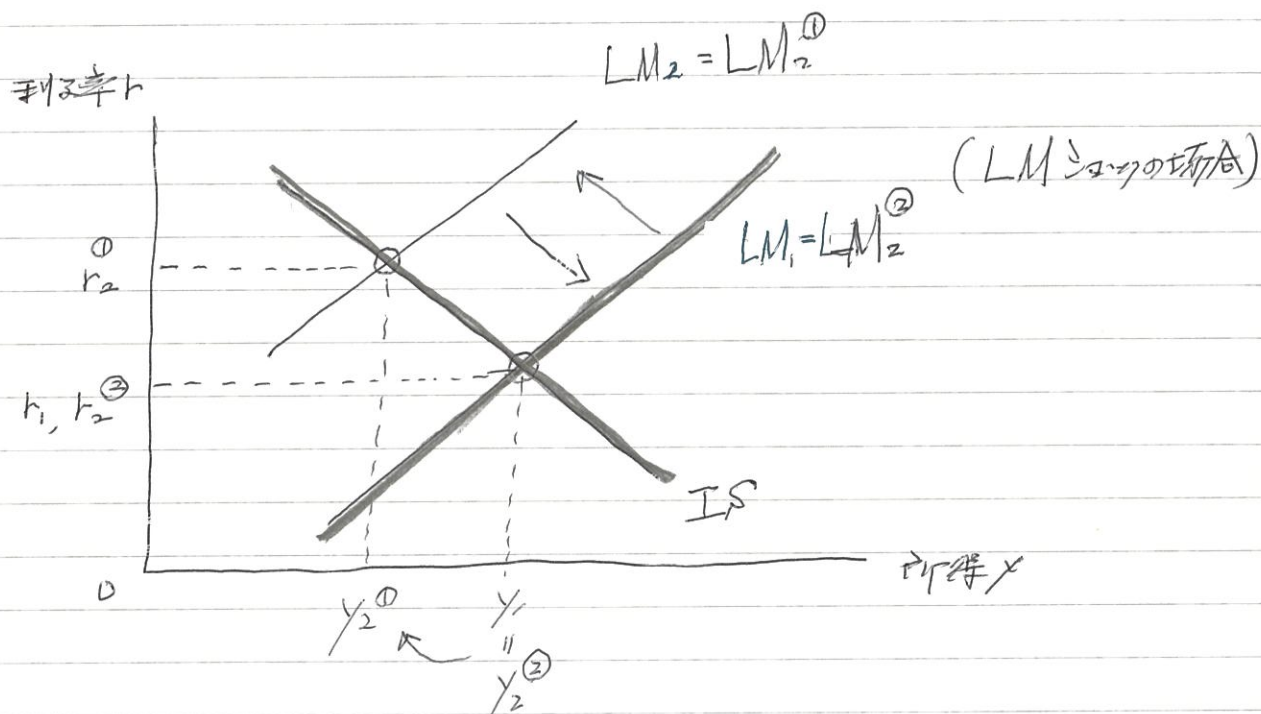
正のショックの場合 IS 曲線は IS_1 から IS_2 へと右へ移動する。

実質所得は Y_1 から Y_2^0 へと変動する。

(6) もし運営目標が、利率のコントロールの場合、IS 曲線のシフトに伴う利率の上昇を平準化するため、中央銀行はモネーサプライを追加供給することにより LM 曲線が LM_1 とシフトし、実質所得は Y_1 から Y_2^0 へと変動する。

貨幣供給を増やす

(5) $\pi = 0$ ケース - 貨幣市場に変化がある場合 (LM シフトの場合)



貨幣需要を増大させるシフトが生じた場合、 LM_1 曲線は、 LM_2 へとシフトする。 (利率を上げる)
(貨幣量を増やす)

もし、中央銀行がマネーサプライをコントロールする場合、

LM 曲線は、 LM_2^1 へとシフトしたままになり、 (マネーサプライを増やす)

実質所得は、 y_1 から y_2^1 へと変動する。
(減少)

もし、利率をコントロールする場合は、中央銀行は LM_2 曲線を
もとに戻すためにマネーサプライを増加させ、 LM_2 曲線は LM_2^1 へ
戻る。
(貨幣量を増やす)

この場合、実質所得は、まったく変動しないことになる。
(元に戻る)

つまり、実質所得の変動を最小化する金融政策には、
貨幣市場の変動に対し、利率をコントロールする運営が
必要である。

10. グラトハートの法則

数量方程式 $PY = MV(i)$ を対数変換したものを時間 t で微分し、

$$\frac{\dot{V}(i)}{V(i)} = \frac{\dot{P}}{P} + \frac{\dot{Y}}{Y} - \frac{\dot{M}}{M}$$

が得られる。

・ 一般物価水準 (P) あるいは実産 (GDP (Y)) に拘束
シフトが生じる場合、

(1) マネーサプライ (M) のコントロールを運営目標とする金融政策は、

すべての変動は、貨幣の流通速度 (V)、ひいては名目利子率 (i) の
変動が吸収される。

ボウラーの行なった政策はこゝ場合に該当する。

(2) 名目利子率 (i) のコントロールを運営目標とする場合、

貨幣の流通速度 (V) が変動せよ、すべての変動は、

マネーサプライ (M) が吸収される。

11. 資金効果

(1) 物価水準の変化

① 実質貨幣残高を巡る効果

上昇は実質貨幣残高の減少を意味するので、LM曲線を左にシフトさせる。

② 実質の富が実質の消費に与える影響をもたす経済的資金効果

$$C = C\left(Y, \frac{W}{P}\right), \quad W \equiv M + B$$

貨幣M、債券B、富B

実質の富(資金) W/P が増えれば、実質の消費Cが増えるので、消費の資金効果である。

一般物価水準Pの上昇が、実質資金の低下を通じて、または経済全体の実質消費を低下させる。否ければ、この考えが成り立たない。

スターマンデル効果

$$P \uparrow \Rightarrow \frac{W}{P} \downarrow \Rightarrow C\left(Y, \frac{W}{P}\right) \downarrow$$

物価水準の上昇は、
実質消費への影響がある。

スターン効果

一般物価水準の上昇の効果は、

債権者 (正のB, 消費性向小): $P \uparrow \rightarrow \frac{B}{P} \downarrow \rightarrow$ 消費減 ↓

全体では
 $C\left(Y, \frac{W}{P}\right) \downarrow$

債務者 (負のB, 消費性向大): $P \uparrow \rightarrow \frac{B}{P} \uparrow \rightarrow$ 消費増 ↑

債権者、債務者は資金の増加による消費を増やす点に同じ

しかし、債権者にとっては、実質資金の低下 → 消費減 ↓

債務者にとっては、実質資金の低下 → 消費増 ↑

経済学数学 (才2回)

No. 2019.03.11
Date 2019.03.18

2019.03.

参考図書 862.4 岡村宗二著 経済学のための数学入門 同文館刊
2000.12 岡部恒治著 経済数学入門 新世紀刊
2010.12 竹之内修著 経済学系 数学概説 新世紀刊

関数関係

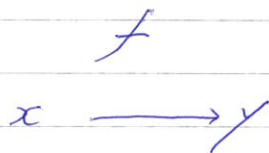
$$U = U(x, y)$$

親の所得 x

子供の消費 y

(1) 関数の表示 $f(x, y) = 0$

(2) 関数の表示 $y = f(x)$



ある関係 (f) を通して, x と y の関係が与えられる

$$C = C(Y)$$

消費 C が国民所得 Y に依存して決まるとする

このとき f のかわりに C を使っている

C が Y と比例関係で変化する



$Y=0$ のとき $C=b$ とする

$$C = aY + b \quad (a > 0, b > 0)$$

$U = U(x, y)$ の効用関数は、

x と y を消費する (定める) とき、与えられた U のレベルを介して、

効用 (満足) U が得られる (定まる) という関係を示している

$$y = f(x)$$

x は独立変数

($y = ax$ の場合も含む)

$$U = U(x, y)$$

独立変数の2つ 多変数関数

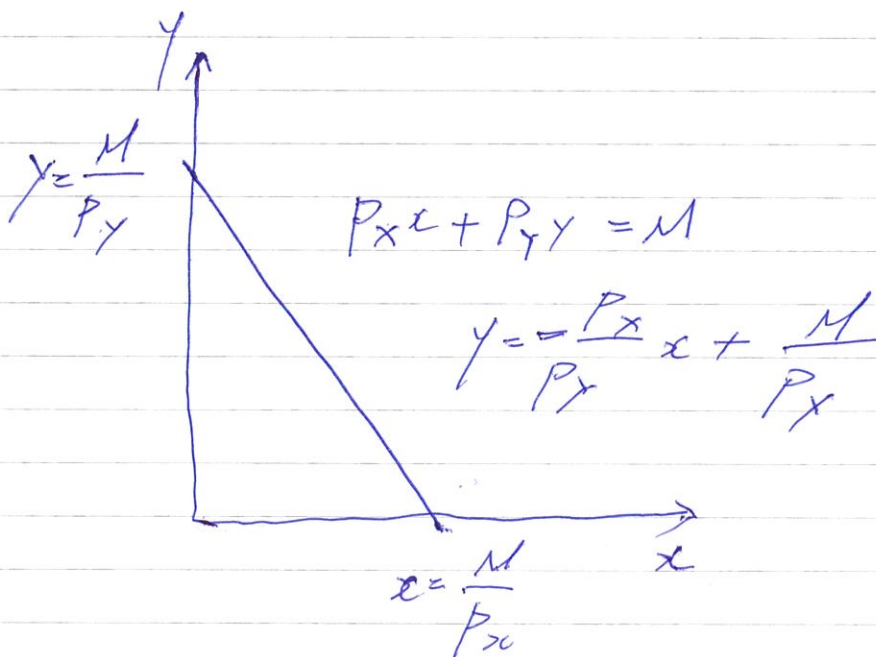
$$U = kx^a y^b \text{ かもしれない}$$

↓

予算 M をすべて費して

価格 P_x の x と 価格 P_y の y の合計

$$\underline{P_x \cdot x + P_y \cdot y = M \text{ の式が成り立つ}}$$



2. 導関数

関数 $f(x)$ の x_0 における微分係数 $f'(x_0)$ は、 $x=x_0$ という特定の値にのみ対応している。

また、 $f(x)$ の x における微分係数は、 $f'(x)$ である。

導関数は

$$y', f', f'(x), \frac{dy}{dx}, \frac{df(x)}{dx}, \frac{d}{dx} f(x)$$

のいずれに記述される。

ある関数 y 、その導関数 y' を求めることを、「微分する」という。

導関数が存在するとき、 $y=f(x)$ は、「微分可能 (differentiable)」
という。

(1) n 次関数の微分

$$y = x^n$$

$$y' = \frac{d}{dx} x^n = nx^{n-1}$$

$$y = x^3$$

$$y' = 3x^{3-1} = 3x^2$$

$$y = x$$

$$y' = 1x^{1-1} = x^0 = 1$$

$$y = \frac{1}{x} = x^{-1}$$

$$y' = -x^{-2} = -\frac{1}{x^2}$$

$$y = \sqrt{x} = x^{\frac{1}{2}} \quad y' = \frac{1}{2} x^{\frac{1}{2}-1} = \frac{1}{2} x^{-\frac{1}{2}} = \frac{1}{2} \cdot \frac{1}{x^{\frac{1}{2}}} = \frac{1}{2\sqrt{x}}$$

(2) 基本的な微分の公式

① 和と差の公式

$$[f(x) \pm g(x)]' = f'(x) \pm g'(x)$$

② 積の公式

$$[f(x)g(x)]' = f'(x)g(x) + f(x)g'(x)$$

③ 商の公式

$$\left[\frac{f(x)}{g(x)} \right]' = \frac{f'(x)g(x) - f(x)g'(x)}{[g(x)]^2}$$

④ 定数倍の公式

$$[kf(x)]' = kf'(x)$$

⑤ n乗関数の公式

$$(x^n)' = nx^{n-1}$$

3. 合成関数の微分

$$(1) \quad \left. \begin{array}{l} y = f(u) \\ u = g(x) \end{array} \right\} \text{ かつ } y = f[g(x)] \text{ とすれば、} y \text{ は } x \text{ の関数で表わされる。}$$

$y = f[g(x)]$ は、2つの関数の合成関数 (composite function) と
言われる。

例えば、国民所得 y は、投資 i の関数であり、

投資 i は時間 t の関数とする。

$y = f(i)$, $i = g(t)$ である。 y は t の関数となつて、

従つて、 $y = f[g(t)]$ と表わされる。

その導関数は、

$$y' = \frac{dy}{dx} = \lim_{h \rightarrow 0} \frac{f[g(x+h)] - f[g(x)]}{h} \quad \text{と表す}$$

$$\text{ここで } m = g(x+h) - g(x) \text{ とおくと}$$

$$y' = \lim_{h \rightarrow 0} \frac{f(u+m) - f(u)}{m} \cdot \frac{m}{h}$$

$$= \lim_{h \rightarrow 0} \frac{f(u+m) - f(u)}{m} \cdot \frac{g(x+h) - g(x)}{h} \quad \text{と表す}$$

$h \rightarrow 0$ であるから、 $m \rightarrow 0$ である。 故に

$$y' = \lim_{m \rightarrow 0} \frac{f(u+m) - f(u)}{m} \cdot \lim_{h \rightarrow 0} \frac{g(x+h) - g(x)}{h}$$

$$= \frac{dy}{du} \cdot \frac{du}{dx} \quad \text{と表す}$$

4. 逆関数の微分

国民所得 y は、しばしば、労働雇用量 x の関数であるとされる。

$y = f(x)$ が成り立つ、 $\cdots y$ は x の関数

あるいは逆に、 x は y の関数と決める場合もある。

$x = \phi(y)$
 $x = f^{-1}(y)$

$\cdots x$ は y の関数

右の関数の逆関数 $\phi(y) = f^{-1}(y)$

$$x = f^{-1}(y) = f^{-1}(f(x))$$

これを微分すると

$$\begin{aligned} \frac{dx}{dx} &= \frac{d}{dx} f^{-1}[f(x)] \\ &= \frac{d}{dy} f^{-1}(y) \cdot \frac{d}{dx} f(x) \quad (\because \text{合成関数の公式}) \end{aligned}$$

$$= \frac{dx}{dy} \cdot \frac{dy}{dx} = 1$$

$$\therefore \frac{dx}{dy} = \frac{1}{\frac{dy}{dx}}$$

10. 偏微分係数と偏導関数

No.

15

Date

(1) ある領域に定義された関数 $z = f(x, y)$ の場合

独立変数の2個がある、2個のうち片方の変数を定数とみなし、
1変数のみの関数になる。

すなわち、偏微分係数 (partial differential coefficient) とは、

$f(x, y)$ の一点 (x_0, y_0) において

$$f_x(x_0, y_0) \equiv \lim_{h \rightarrow 0} \frac{f(x_0 + h, y_0) - f(x_0, y_0)}{h}$$

$$f_y(x_0, y_0) \equiv \lim_{h \rightarrow 0} \frac{f(x_0, y_0 + h) - f(x_0, y_0)}{h}$$

$f_x(x_0, y_0)$ は点 (x_0, y_0) において $f(x, y)$ の x に関する偏微分係数

$f_y(x_0, y_0)$ は点 (x_0, y_0) において $f(x, y)$ の y に関する偏微分係数

(2) 経済量関数の例

① 効用関数は $u = f(x_1, \dots, x_n)$

u : 効用, x_i : 消費財の数量

② 生産関数は $z = f(y_1, \dots, y_m)$

z : 生産量, y_i : 生産要素の投入量

③ 効用関数の x_i に関する偏導関数

$$\frac{\partial u}{\partial x_i} \equiv \frac{\partial f}{\partial x_i} \equiv f_{x_i} \quad i\text{財の限界効用}$$

⑧ この時の限界効用は、

x_i 以外の変数が変化せず（定数として）、 x_i だけが
微小にだけ変化した場合の効用 u の変化分を示す。

このように、経済分析においては、偏導関数を求めることで
計算が行われる

(2) 1 階の偏導関数

$$\frac{\partial z}{\partial x} \equiv \frac{\partial f}{\partial x} \equiv f_x(x, y) \equiv f_x$$

$$\frac{\partial z}{\partial y} \equiv \frac{\partial f}{\partial y} \equiv f_y(x, y) \equiv f_y$$

(4) 更に偏微分可能ならば、

$$\frac{\partial}{\partial x} \left(\frac{\partial z}{\partial x} \right) \equiv \frac{\partial^2 z}{\partial x^2} \equiv \frac{\partial^2 f}{\partial x^2} \equiv f_{xx}(x, y)$$

が得られる

(5) $z = 3x^2 + 2y + 1$ の偏導関数

$$\frac{\partial z}{\partial x} = 6x, \quad \frac{\partial z}{\partial y} = 2$$

13. 経済への応用

(1) 微分、偏微分が、経済学の中でどのように使われているのか

(2) 1種類の財を生産する企業

生産関数 $y = f(x)$ ----- 増加率递减の法則

x ----- 原料の量

y ----- 生産物の量

原料価格 生産物の価格

これを、原料と生産物の価格をそれぞれ w と p とすると

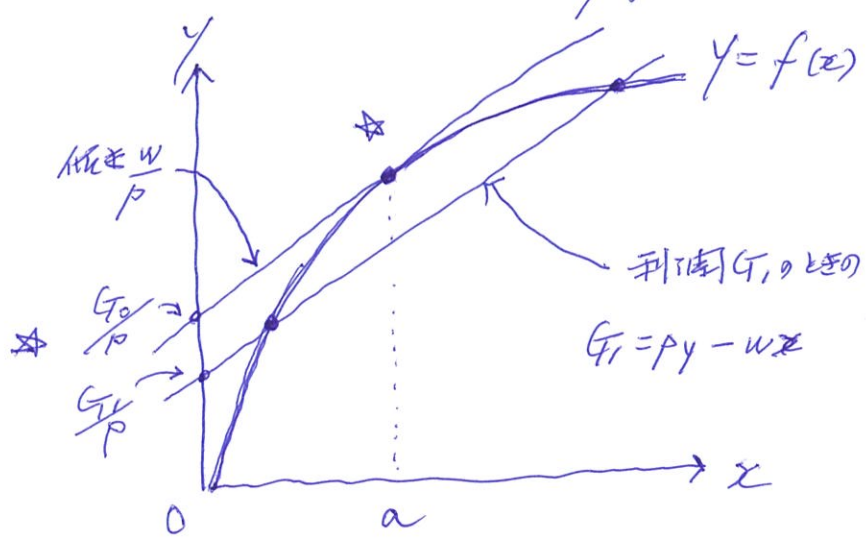
企業の利潤 G は、

$$G = py - wx \quad \text{----- 手帳から覚えておこう}$$

これを、利潤の最大値を与える原料の量 $x = a$ とすると、

$$pf'(a) = w$$

$$y = f'(a) = \frac{w}{p}$$



グラフは、

G を変化させると、

y 切片が $\frac{G}{p}$ で傾きは $\frac{w}{p}$ の一定の直線である

y 切片が最大値の

G_0 をとるのは、★

$y = f(x)$ と接するときである、

接線の傾きは ★ より、 $f'(a) = \frac{w}{p}$ が成り立つ式である。

2/ 以下の2次関数のグラフは $y=x^2$ と相似である。

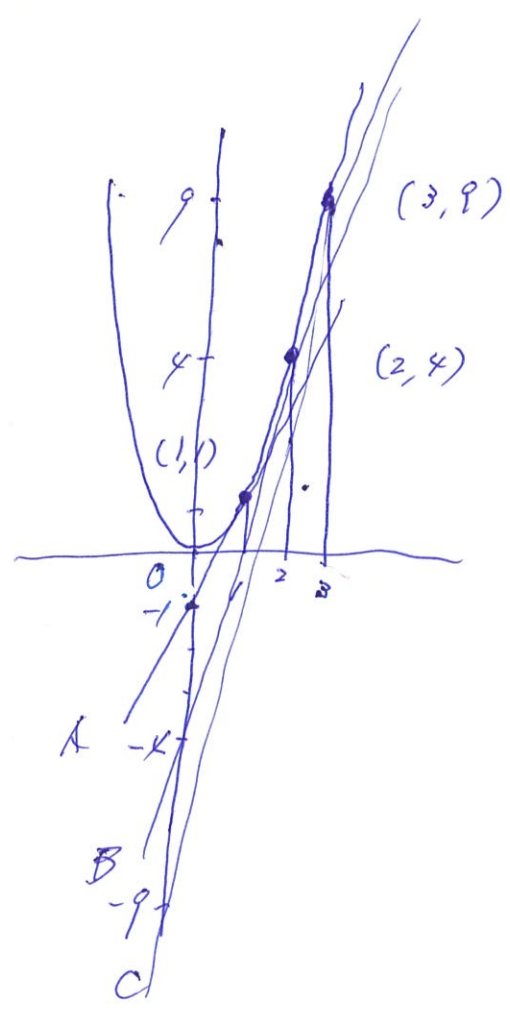
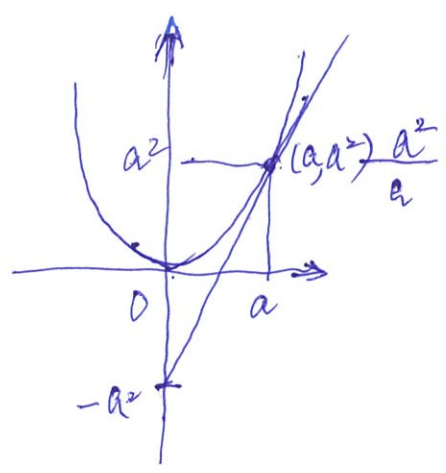
2次関数の微分は、

(1) $y=x^2$ の平行移動

(2) 相似の拡大、縮小

相似の拡大、

22 接線の傾き



接線の傾きは、

A'は傾き (2)
($x \rightarrow 1, y \rightarrow 2$)

B'は傾き (4)
($x \rightarrow 2, y \rightarrow 8$)

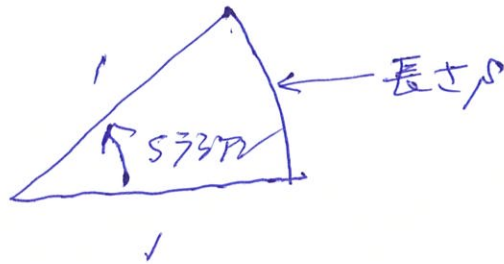
C'は傾き (6)
($x \rightarrow 3, y \rightarrow 18$)

x座標 --- -3 -2 -1 0 1 2 3 ---

接線の傾き --- -6 -4 -2 0 2 4 6 ---

(1) 半径1の円を単位円という

この弧の長さから s のとき、「中心角は s (ラジアン)」という



(2) 単位円 (半径) 1 の円周の長さは 2π だから

1回転の角度は 2π (ラジアン) となる。
 360°

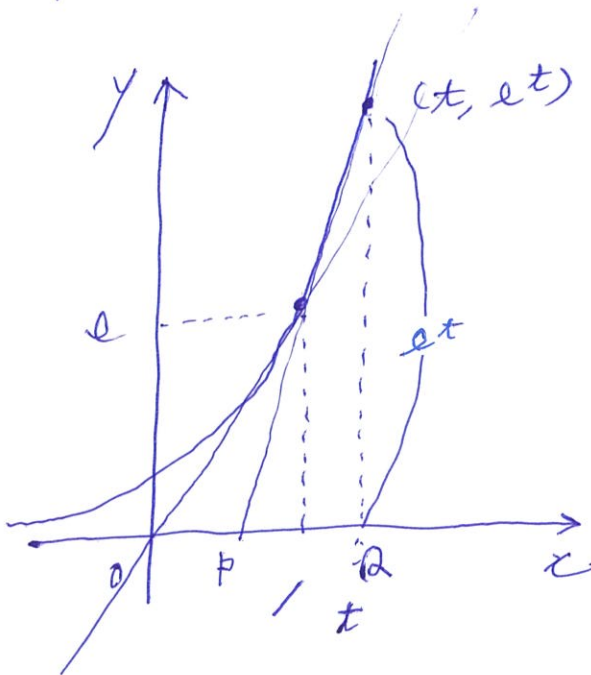
その半分の半円の角度 180° は、 1π ラジアン、

更にその半分の垂直の角度 90° は $\frac{\pi}{2}$ ラジアンとなる。

(3)

度数($^\circ$)	0	30	45	60	90	180	270	360
ラジアン	0	$\frac{\pi}{6}$	$\frac{\pi}{4}$	$\frac{\pi}{3}$	$\frac{\pi}{2}$	π	$\frac{3\pi}{2}$	2π

37 $y = e^x$ の微分



この曲線上の点 (t, e^t) での、接線の傾きは、
 x 軸方向に、1進む毎に、上へ

$$0 \rightarrow e^t$$

と、 e^t だけ上がっている。よって傾きは、

$$\frac{e^t}{1} = e^t \text{ となる。}$$

つまり、PQ の "1 台" というのは、接線の傾きが接点の
 y 座標と等しいことを意味している。

$$f(x) = e^x \text{ だと、 } f'(x) = e^x \text{ となる}$$

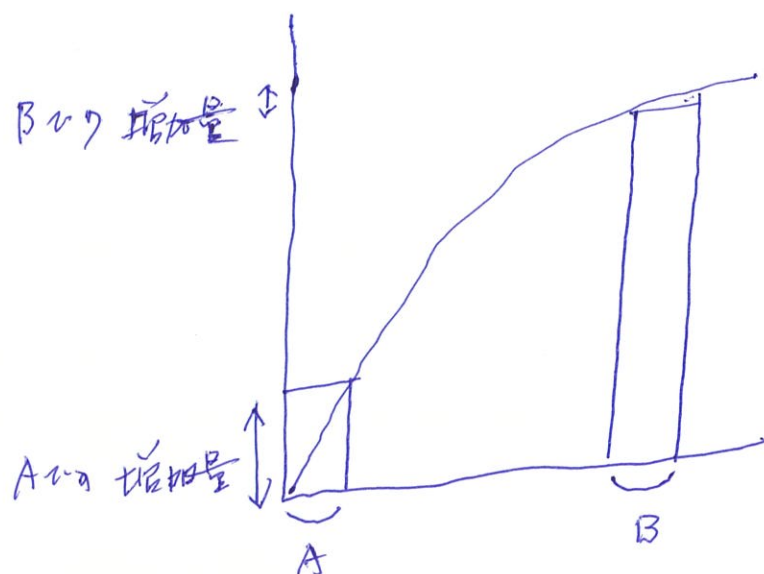
$$\text{これを } (e^x)' = e^x \text{ と表す。}$$

$f(x)$ の導関数 $f'(x) = f(x)$ となる。つまり $f'(x) = f(x)$ と
 定ると、 $f(x) = e^x$ となる。

39

増減率連減の法則

39



満足度の関数

(1) 効用関数・限界効用

財の量が x のときの満足度を示す関数 $u(x)$ を 効用関数 といふ

財 x を 1 単位増やしたときの $u(x)$ の増加量を 限界効用 といふ

$x=a$ での 限界効用

限界効用は減少する — 限界効用連減の法則

(2) 効用関数

① $u(x) \geq 0$

増加関数 — 効用関数

② $u'(x) \geq 0$

“ — 限界効用関数

③ $u''(x) < 0$

減少関数 — 限界効用連減の法則

汉

4

汉

No. 2018.03.26
Date 2018.01.22
2017.01.30
2016.12.12
2016.10.11

1 项羽と劉邦

(1) 豪傑の世界

陳勝、吳广の反乱により、秦の圧政に反抗する民衆を指導し各地で蜂起する集団が出現する。

项羽と劉邦もその中にあった。

项羽小时候、学书认字写字，没有学成。放弃学书，改学击剑，又没有学成。项梁很生气他的气。项羽说：“写字不过用来能写姓名而已。剑也只能抵抗敌人，不值得学，要学能抵抗万人的。于是项梁就教项羽兵法，项羽非常高兴，粗略地知道了兵法大意，但又不肯认真学完。

……秦始皇巡游会稽，渡过浙江，项梁和项羽一同去观着。项羽说，“那个皇帝，我可以取而代之”。项梁因此觉得项羽不同于一般人。项羽身高八尺有余，力能举鼎，力气过人，吴中子弟都已经敬畏他了。

佞臣 粗略 剑 丧葬 梧 当心 户籍 戮戮 矣
jiàn jū cū lü jiàn sāng zàng wú dāng xīn hù jí shā lù yǐ

监狱 逮捕 欣喜 妄言 渡 尺 悼
jiān yù dài bǔ xīn xǐ wàng yán dù chǐ dào

4

(太子赵政继立为王)

左襄王^{xiǎo}既位三年之后死去，太子赵政继立为王，尊吕不^{lǚ}为相国，称他为“仲父”。

在那时，魏国有信陵君，楚国有春申君，赵国有平原^{líng}君，齐国有孟尝君，他们都礼贤下士，结交宾客。

吕不韦认为秦国如此强大，把不如他们当成一件令人羞^{xiū}愧的事，所以他也招来了文人学士，给他们优厚的待遇^{dài yù}，门下食客多达三千人。那时吕不韦就命他的食客各自将所见所闻记下，综合在一起成为八览，六论，十二纪，共二十多万言。自己认为其中包括了天地万物古往今来的事理，所以号称《吕氏春秋》。

嬴 yíng 游说 yóu shuì

昭王 — 安^{ān}曰君 (一华阳夫人) — 子楚，异人 — 嬴政 — 秦始皇^{hóng}
孝文王 左襄王 始皇

毋^{wú} 姬^{jī} 姬姜^{jī jiāng} 贾^{jiǎ} 贾^{jiǎ} (商人) 阳翟^{yáng dí} 奈^{nài} 何^{hé}

(嫪毐)

私处 sī chù 灾祸 zāi huò 淫乱 yín luàn 通奸 tōng jiān 宦官 huàn gān 怀孕 huái yùn
 奴仆 nú pú 占卜 zhān bǔ 戎狄 róng dí 爵位 jué wèi 剥夺 bā duō 彗星 huì xīng

秦王所痛恨的吕不韦、嫪毐都已死去，就让
 迁徙到蜀地的嫪毐门客都回到京城。前228年(秦始皇
 太后去世，谥号为昭太后。与庄襄王合葬在芷阳。
 shù zhǐ yáng

谄媚 chǎn mèi 灾祸 zāi huò 灾祸 zāi huò 灾祸 zāi huò 灾祸 zāi huò 灾祸 zāi huò
 余 yú 郎 lāng 通嗣 tōng sì 顿首 dùn shǒu 磕头 kē tóu
 短暂 duǎn zàn 暴虐 bào nüè 官僚 guān liáo 迄止 qì zhǐ
 辈出 bèi chū 骄傲 jiāo ào

李斯说，这是万世难逢的一个最好时机。倘若现在懈怠而不抓紧此事的话，等到诸侯再强盛起来，又订立盟约，虽然有黄帝一样的贤明，也不能吞它们了。”秦始皇就任命李斯为长史，听从了他的计谋，暗中派遣谋士带着金玉珍珠去各国游说。对各国著名人物收买的，就多送礼物加以收买；不能收买的，就用利剑把他们杀掉。这些都是离间诸侯同君臣的计策，接着，秦王就派兵将随后攻打。秦王任命李斯为客卿。

继续 jì chéng 苏谷美 hángǔguān 灰尘 huī chén 倘若 tāng
 灶 zào 妨碍 fǎi 懈怠 xiè dài 著名 zhù míng 客卿 kè qīng
 渠 gǔ 间谍 jiàn diào 派遣 pài qiǎn 吞并 tūn bìng
 逢 féng

(鉅鹿)

No. 汉 5

Date

项羽援救鉅鹿。战事稍有胜利，陈余向项羽
请求救兵。
yuán jiù
yuán

项羽就率领全军渡河，凿沉船只，砸破炊具，烧毁营舍，
携带三天口粮，用以表示士卒拼死决战，没有一个有活着回来
的打算。军队一到就围困了王离，与秦军遭遇，打了九仗，
截断了秦军的甬道，大破秦军。杀了苏角，俘虏了王离。
záo chéu zā pò chuījù shāohuǒ
cáo jù fú lǔ
涉间不向楚军投降，自焚而死。

诸侯将领都在营垒上观战。楚军战士无不以一当十，楚兵
喊声震天，诸侯军人胆战心惊。已经打垮了秦军，项羽
召见各诸侯将领，他们进入辕门，无不膝行向前，不敢抬头仰视。
项羽从此成为诸侯军的将军，各路诸侯隶属于他。

阼 扎 黥布 彭越 祁 咄 跑 鸡 薛 季 姐 须 髻
zhù zhā qīngbù péng yuē qí duō pǎo jī xuē jì jiě xū jì

役徒 酈山 释放 沼泽 押送 斩 赤 哭 泣 醉 醺 醺
yì tú lì shì fàng zhé zé yā sòng zhǎn chì kū qì zuì xūn xūn

计策 狡猾 群众
jì cè jiǎo huá qún zhòng

当时，沛公的军队驻扎在霸上，没能跟项羽相见。
沛公的左司马曹无伤派人告诉项羽说：“沛公想在关中王，
让秦王子婴为相，珍奇宝物都占为己有了。”项羽大为愤怒，
说：“明天准备酒食，好好犒劳士卒，给我把沛公的部队
打垮！”这时候，项羽有兵卒四十万，驻扎在新丰鸿门；
沛公有兵卒十万，驻扎在霸上。范增劝项羽说：
“沛公住在山东的时候，贪图财货，宠爱美女。现在进了关，
财物什么都不取，美女也没亲近一个，看这势头他的志气
可不小啊。我让人观望他那边的云气，都呈现为龙虎之气，
五色斑斓，这是天子的瑞气呀。希望您赶快进攻，
不要错失良机！”

楚国的左尹项伯，是项羽的叔父，一向跟留侯张良要好。
张良于是进入军帐，把项伯的话全部告诉了沛公。沛公大为吃惊，
该怎么办呢？”张良说：“请让我前去告诉项伯，就说沛公是
不敢背叛项王的。”

(鸿门会 - 2)

No. 汉 9

Date

项伯答应了，对沛公说：“明天可千万要早点来向项王道歉。”沛公说：“好吧。”于是项伯又乘夜离开，回到军营，把沛公的话一一报告了项王。接着又说：“如果不是沛公先攻破关中，你怎么敢进关呢？如今人家有大功反而要攻劫人家，这是不符合道义的，不如就此好好对待他。”项王答应了。

第二天一清早，沛公到达鸿门，向项王赔罪说：

“我跟将军合力攻秦，将军在河北作战，我在河南作战，

却没想致我能先入关攻破秦朝，能够在这里又见到您。现在是

有小人说了什么坏话，才使得将军和我之间产生了嫌隙。”——

项王当日就让沛公^留下一起喝酒。项王，项伯面朝东坐，亚父面朝南坐。

亚父也就是范增。沛公面朝北坐，张良面朝西陪侍着。

范增好几次给项王递眼色，又好几次举起身上佩戴的玉块

向他示意，项王只是沉默着，没有反应。范增起身出去，叫来项庄

对他说：“君王为人心胸太软，你进去上前献酒祝寿，然后持剑

趁机刺杀沛公。不然的话，你们这些人都将成为人家的小喽喽啦。

(鸿门会 - 3)

No. 汉10

Date . . .

项王就拔剑起舞，项伯也拔剑起舞，……

此情景，樊哙说：“这么说太危险啦！让我进去，我要跟沛公同生死！”

樊哙带着宝剑拿着盾牌往军门里闯。交叉持戟的卫士想挡住不让他

他进去倒盾以撞。卫士仆地。哙遂入，拔帷西嚮立，瞋目视项王

头发上指，目眦尽张。项王按剑而跽曰：客何为者。

张良曰：沛公之参乘樊哙者也。项王曰：壮士，赐之卮酒。

则与斗卮酒，则与斗卮酒。哙拜谢起，立而饮之。

项王曰：赐之猪肩。则与一生猪肩。樊哙覆其盾于地，

加猪肩上，拔剑切而啖之。项王曰：壮士，能复饮乎。

干戈 gāngē (bāo) 卮 zhī (古代酒杯)

(鸿门会-4)

樊哙曰：“臣死且不避、卮酒安足辞。夫秦王有虎狼之心，杀人不能举、刑人如恐不胜。天下皆叛。怀王与诸将约曰、先破秦入咸阳者王之。今沛公先破秦入咸阳，毫毛敢有所近、封爵官室，还军霸上，以待大王来。

劳苦而功高如此。未有封爵之赏。而听细说，欲诛有功之人。此亡秦之续耳。我私下为大王不取也。”

项王未有以应、曰：“坐。”樊哙从项王坐。坐须臾，沛公起如厕。因招樊哙出。沛公已出，项王使都尉陈平召沛公。

沛公曰、今者出、未辞也。为无奈何。樊哙曰、大行不顾细谨，大礼不辞小让。如今人方为刀俎，我为鱼肉、何辞为。

於是遂去。乃令张良留谢。良问沛公曰、您来何操。

沛公曰、我持白璧一双、欲献项王、玉杯一双、

欲与亚父。会其怒、不敢献。公为我献之。张良曰、谨诺。

当是时，项王军在鸿门下，沛公军在霸上，相去四十里。

沛公则置车骑、脱身独骑、与樊哙等四人持剑盾步走、

从郦山下道抄路而行、超不过二十里。度我至军中、公乃入。

(鸿门会 - 5)

No.

3212

Date

沛公已去、间至军中。张良入谢曰、沛公不胜酒、不能辞。谨使臣献白璧一双、再拜献大王足下、玉斗一双、再拜奉大将军足下。项王则受璧、置之坐上。亚父受玉斗、置之地、拔剑而破之、曰、唉、竖子不足与谋。夺项王天下者、必沛公也。吾属今为之死矣。

(范增)

居鄢人范增，七十岁了，一向住在家里，喜欢奇策妙计。他去游说^对项梁说：“陈胜失败本来是应该的。秦灭六国，楚国最没有过错。所以楚南公说，楚虽三户，亡秦必楚。如今陈胜首先起事，攻存亡楚口的后裔而自立为王，他的局面不会长久。”项梁认为他说得对，项梁立楚怀王的孙子心为楚怀王，顺从人民的愿望。

高祖曾经到咸阳徭役，有一次秦始皇车驾出巡，纵然人们观看，他看到了秦始皇，喟然长叹说：“阿，大丈夫应当像这个样子！”

士卒
shì zú

打垮
dǎ kuǎ

形势
xíng shì

幕府
mù fǔ

阴谋
yīn móu

章邯
zhāng hān

陶
táo

统率
tǒng shuài

嫁嫁
jià

群众
qún zhòng

屠戮
tú lù

杀
shā

占卜
zhān bǔ

谦让
qiān ràng

吝惜
lìn xī

裹
guǒ

将军
jiāng jūn

当心
dāng xīn

郡县
jùn xiàn

郡守
jùn shǒu

亡匿
wáng nì

反抗
fǎn kàng

爵
jué

诺
nuò

印绶
yìn shòu

(法三章)

No. 汉7

Date

召集各县的父老，豪杰说：“父老们苦于秦朝的严刑峻法已经很久了，诽谤朝政的要灭族，相聚议论的要在街市上处斩。我和诸侯们约定，先入关的在关中称王，我应当称王关中。同父老们约定，法律只有三章：杀人的处死，伤人和抢劫的处以与所犯罪相当的刑罚。其余的秦朝法律全部废除。官吏和百姓都要安居如故。我所以到这里来，是为父老们除害，不会有欺凌暴虐的行为，不要害怕。我所以回军霸上，是等待诸侯们到来制定共同遵守的纪律。”沛公派人与秦朝的官吏巡行县城乡间，告谕百姓。秦地的百姓大为高兴，争先恐后地拿出牛羊酒食款待士兵。沛公又谦让不肯接受，说：“仓库的谷子很多，不缺乏，不愿破费百姓。”百姓们更加高兴，唯恐沛公不做秦王。

1992年に政界から身を引いたとき、邓小平は、中国の指導者から50年間の果敢な使命を達成していた。彼とその仲間たちは、中国の人々を豊かにし、祖国を強くする方法を見つけたのだ。

この目標を達成する課程で、世界との関係、統治構造、そしてその社会の在り方といった中国そのものの根本的変容を導いたのは邓小平本人だった。

要するに、邓小平が導いた構造的変容は、2000年以前の中国時代と中華帝国から出現して以来の最も根本的な変化であった。

以下、F. 著者 邓小平

汉 (1)

No.

Date

高祖置酒洛阳南宫。

高祖曰、列侯诸将无敢隐朕、皆言其情。吾所以有天下者何。

项氏之所以失天下者何。

高起、王陵对曰、陛下慢而侮人、项羽仁而爱人。然陛下使人攻城、

略地、所降者因以予之、与天下同利也。-----

高祖曰、公知其一、未知其二。夫运筹策帷帐之中、决胜於

千里外、吾不如子房。镇四境、抚百姓、不绝粮道、吾不如萧何。

连百万大军、战必胜、吾不如韩信。此三者皆人傑也。

吾能用之。



汉(2)

单于有太子名冒顿。

后有所爱阏氏、生少子。而单于欲废冒顿而立少子。乃使冒顿质於月氏。冒顿既质於月氏。而颉曼急击月氏。月氏欲杀冒顿。

冒顿盗其善马、骑亡归。颉曼以为壮、令将万骑。

汉(4)

No.

Date

张敖进曰、(张良 = 留侯)

九江王黥布、楚皇将与项王有杀下。彭越或与齐王田荣反梁地。

而汉王之将独韩信可属大事、当一面。臣欲捐之、捐之此三人、

则楚可破也。然卒破楚者、此三人力也。

蒯彻说高帝曰、都关中。上疑之。左右大臣皆洛阳。

留侯曰、洛阳虽有此国、其中小、不过数百里。田地薄、四面受敌。

此非用武之国也。夫关中左殽函、右陇蜀。沃野千里、南有巴

蜀之饒、北有胡苑之利。此所谓金城千里、天府之国也。

蒯彻说是也。於是高帝即日罢、西都关中。

汉(3)

No.

Date

高帝曰、夫獐、

追殺兽兔者狗也。而发以指示兽处者人也。今诸君徒能得走兽耳。功狗也。至如萧何、发以指示。功人也。

且诸君独以身随我、多者两三人。今萧何等宗数十人皆随我。功不忘也。群臣皆默言。

何素与曹参相能。及何病、孝惠自临视相国病。

因曰、君既百岁后、谁可代君者。对曰、知臣莫如王。

孝惠曰、曹参何如。何顿首曰、帝得无矣。臣死不惧矣。